

鳥取市高校生等通学費助成事業について

概要

公共交通機関の利用促進、就学期の子どもをかかえる世帯の経済的負担の軽減を図るため、公共交通機関の通学定期券を購入して県内の高等学校などに通学する生徒の保護者に対し、月額 7,000 円を超える部分の通学費(特急料金除く)を助成する制度です。

対象となる方

次の全てを満たす保護者を助成対象とします。

- 鳥取市に住所地を有すること
- 公共交通機関の通学定期券を利用して鳥取県内の高等学校等(※1)へ通学している生徒がいること(※2)
- 月額 7,000 円を超える通学費(特急料金除く)を負担していること

※1 公立、私立の高等学校、高等専門学校(3年次まで)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。その他詳細についてはお問い合わせください。

※2 他の制度により通学費の助成を受け、自己負担額が月 7,000 円以下となっている場合は対象になりません。

手続きに必要なもの

- 保護者の住所及び氏名が確認できる書類(運転免許証など)
 - 定期券の写し(領収書不可、当該年度に期間がかかる定期券のみ)
※モバイルICOCA定期券をご利用の場合は、定期券面のスマホ画面のスクリーンショットと領収書(モバイルICOCA会員メニューサイトから発行してください)の計2点
 - 在学証明書や生徒証明書等の写し
(生徒氏名・生年月日・学年・学校名が分かるもの)
- ※申請書にお振込み先の記入ができるようにご準備ください。

手続きの場所・時期

- 場所：鳥取市 HP より電子申請←スマホや PC から申請ができます
鳥取市役所本庁舎交通政策課、各総合支所の窓口
- 時期：9月1日～9月末日、2月1日～2月末日(予定)
(※窓口申請は平日のみ。)

※詳細は鳥取市 HP(<https://www.city.tottori.lg.jp/>)をご覧ください。鳥取市交通政策課(電話 0857-30-8326)にお問い合わせください。

